

2015年4月

お客様 各位

東北労働金庫

「ろうきん団体信用生命保険（夫婦連生団信）」の取扱い開始について

日頃より格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では住宅ローン等をご利用いただく皆様のニーズにお応えするため、「ろうきん団体信用生命保険（夫婦連生団信）」の取扱いを開始いたしましたのでご案内申し上げます。

今後も、お客様が便利に安心してご利用いただけますようサービスの向上に努めてまいりますので、変わらぬご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

1. 制度概要

住宅ローン等を利用する際に連帯債務者であるご夫婦(注1)2人で加入できる団体信用生命保険です。

それぞれの方が所定の条件を満たす場合に、夫婦連生団信の被保険者になることができ、ご夫婦どちらか一方が死亡または所定の高度障害状態になられた場合、ご夫婦の住宅の持ち分や返済割合等にかかわらず、住宅ローンが全額返済され、ご家族にローンの返済負担が残らない制度です。

[□ 制度の内容について詳細はこちらをご参照ください。](#)

(注1) 夫婦連生団信におけるご夫婦とは、戸籍上の夫婦のほか、婚約関係にある方または、内縁関係にある方をいいます。

2. 取扱開始日

2015年4月1日（水）以降の本申込実行分からお取扱いを開始します。

3. 対象商品

住宅ローン、チェンジ500（無担保ローンの一本化住宅ローン）、特別災害ローン（不動産担保）、自治体提携住宅ローン

4. 保険料

対象商品の適用金利に、保険料相当分として年0.1%を上乗せさせていただきます。

5. その他

三大疾病特約付団信は、夫婦連生団信の適用外となります。

以 上